
広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書

令和5年5月10日

(第1回変更：令和5年7月3日)

(第2回変更：令和5年7月27日)

岩手中部広域行政組合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書

目 次

【用語の定義】	1
第1章 入札説明書の位置付け	4
第2章 事業の概要	5
第3章 入札参加者に関する条件等	9
第4章 事業者の選定	14
第5章 入札の手続等	18
第6章 提出書類	23
第7章 提出書類作成要領	25
第8章 その他	29
別紙1 本事業の事業スキーム（例）の概要	30
別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領	31
別紙3 対価の支払方法について	32
別紙4 モニタリング及び業務委託料の減額等	36

【用語の定義】

No	用語	定義
1	本組合	岩手中部広域行政組合をいう。
2	構成市町	花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町をいう。
3	広域不燃ごみ処理施設	不燃ごみ、不燃性大型ごみ等を破砕・選別するための施設の総称とし、工場棟、計量棟、外構等のすべてを含めていう。
4	本事業	本組合が実施する広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
5	本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理される広域不燃ごみ処理施設をいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
6	本入札説明書	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書をいう。
7	要求水準書	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書をいう。
8	施設基本計画	令和3年3月に策定した一般廃棄物処理施設基本計画（広域不燃ごみ処理施設基本計画）をいう。
9	岩手中部クリーンセンター	本施設に隣接して立地している岩手中部クリーンセンターの総称とし、工場棟、管理棟、外構等、岩手中部クリーンセンターを構成するすべてを含めていう。
10	敷地	岩手中部クリーンセンターや地域振興施設等が立地する用地全体を指し、本事業の事業用地を含む約 11.6ha の範囲を指す。
11	事業用地	敷地のうち、本事業にて建設工事を行い、運営・維持管理を実施する約 3.1ha の範囲をいう。
12	工場棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、破砕・選別プラント設備を内包する建築物をいう。
13	計量棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、搬入物等の計量を行う計量機を内包する建築物をいう。
14	DBO 方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
15	PFI 方式	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
16	受入対象物	構成市町内から排出され、委託業者、許可業者、直接搬入者が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
17	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称していう。なお、不燃性大型ごみは、不燃ごみのうち収集袋等に入らない大型のごみを対象としている。
18	処理不適物	破砕処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
19	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
20	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
21	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。

No	用語	定義
22	運営事業者	構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
23	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
24	基本協定書(案)	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書(案)」をいう。
25	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
26	基本契約書(案)	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書(案)」をいう。
27	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
28	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書(案)」をいう。
29	運營業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本組合と運営事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
30	運營業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書(案)」をいう。
31	建築物等	本施設の建物を総称していう。
32	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を破砕処理又は保管するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
33	事業者	落札者及び運営事業者をいう。
34	代表企業	構成員のうち、入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
35	構成員	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行う者をいう。
36	構成事業者	落札者を構成する、構成員と協力企業の総称をいう。
37	協力企業	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
38	事業期間	設計・建設業務期間及び運営・維持管理業務期間から構成される約 22 年間をいう。
39	入札提案書類	入札参加者が本事業の入札に際し、本組合に提出するものとして、入札書及び技術提案書をいう。
40	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称していう。
41	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
42	入札説明書	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」をいう。

No	用語	定義
43	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、リスク管理方針書、その他これらに付属又は関連する書類の総称又は個別の書類をいう。
44	様式集	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 様式集」をいう。
45	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
46	落札者決定基準	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。
47	リスク管理方針書	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 リスク管理方針書」をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」は、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町から構成される岩手中部広域行政組合による広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業を実施する事業者を募集し、選定するに当たり、本事業の入札への参加を希望する者に配布する。

本事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）及び、リスク管理方針書は、本入札説明書と一体のものである。

- 要求水準書
- 落札者決定基準
- 様式集
- 基本協定書（案）
- 基本契約書（案）
- 建設工事請負契約書（案）
- 運營業務委託契約書（案）
- リスク管理方針書

以下、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、「特定事業契約」という。

第2章 事業の概要

1 事業名称

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者の名称

岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 八重樫 浩文

4 事業の目的

本組合は、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町から構成される一部事務組合である。平成27年10月に岩手中部クリーンセンターが稼働、同年12月には遠野中継センターが稼働し可燃ごみの広域処理を行っている。

これに対して不燃ごみは、現在構成市町の4施設で処理を行っていることから、令和2年度には施設基本計画を策定し、ごみの適正な処理を進めるための基本的事項等を定めるとともに、組合事業としてスケールメリットを活かした不燃ごみの一元処理ができる施設の建設と、その健全な運営の実現を目指しているところである。

本事業では、広域不燃ごみ処理施設を岩手中部クリーンセンターの隣接地に建設し、環境保全対策や火災・爆発事故対策技術の導入などにより、次世代にわたり地域に安全と安心を約束する整備・運営事業を実施することを目的としている。

5 事業の内容

(1) 事業概要

本事業は、広域不燃ごみ処理施設を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本事業で整備する施設は、工場棟、計量棟、防災調整池、外構設備である。

ア 設計・建設業務

広域不燃ごみ処理施設の設計・建設

イ 運営・維持管理に係る業務

広域不燃ごみ処理施設の運営・維持管理

(2) 事業予定地

項目	概要
計画地所在地	北上市和賀町後藤3地割地内
敷地面積（事業用地面積）	約11.6ha（うち、事業用地は約3.1ha）

(3) 施設の概要

施設の種類	概 要	
破砕施設	処理対象物	不燃ごみ、不燃性大型ごみ、危険ごみ・有害ごみ、 災害廃棄物（非定常時に発生）
	処理方式	破砕・選別・保管
	処理能力	13t/5h 【不燃ごみ、不燃性大型ごみ】 低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁力選別機、 粒度選別機、アルミ選別機 等

※ 詳細は、要求水準書を参照すること。

6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間 : 特定事業契約の本契約締結日から約 22 年間とする。

設計・建設期間 : 特定事業契約の本契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日とする。

運営・維持管理期間 : 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 28 年（2046 年）3 月 31 日とする。

7 事業方式

本事業は、本組合が本施設の建設に係る資金調達を行って本施設を所有し、設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者に一括して委託する DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

本施設の設計・建設に係る業務は、事業者単独又は共同企業体を設立し行うものとする。

本施設の運営・維持管理に係る業務は、特別目的会社（SPC）を設立し行うものとする。

なお、本組合は本施設を標準的な耐用年数である 30 年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は本施設を本事業終了後も使用継続することを前提として各業務を行うこととする。

8 業務範囲

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。また、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等本組合が実施する業務に対して協力する。

ア 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

イ 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。

(ウ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、施設保全計画等の策定、工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

ウ 運営・維持管理業務

(ア) 運営事業者は、本組合と締結する運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物（不燃ごみ、不燃性大型ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として運営マニュアル・運営計画書の作成・改訂、受付・計量業務、運転管理業務（可燃物・不燃物搬出等業務を含む）、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務を行う。

(イ) 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、許可業者及び直接搬入者からのごみ処理手数料について、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納する。詳細は、要求水準書を参照すること。

(ウ) 運営事業者は、本組合から協力要請があった場合には、見学者や視察者等に対する説明補助や作業調整に協力を行うこと。

(2) 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 処理対象物の受入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の受入をする。

イ 資源物の資源化

本施設において破砕鉄・破砕アルミ・小型家電・処理不適物を資源化業者に引き渡し、資源化を行う。

ウ 本事業のモニタリング

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

エ 住民への対応

周辺住民からの意見や苦情への対応は、運営事業者と連携して行う。ごみ受入等に関する電話による問い合わせに対する対応は本組合が行う。

オ 見学者及び視察者対応

本施設への見学者及び視察者等の予約受付から説明までを行う。

カ 本事業に必要な手続き

本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等を事業者と連携して行う。

9 事業者の収入（本組合からの支払分）

(1) 施設整備費

本組合は、本事業の施設整備費について、建設業者に支払う。

(2) 運營業務委託費

本組合は、運營業務委託費について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

年 月 日	内 容
令和5年5月10日（水）	入札公告
令和5年5月10日（水）	入札説明書等の公表
令和5年5月24日（水） ～令和5年5月26日（金）	現地見学会
令和5年5月11日（木） ～令和5年5月25日（木）	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和5年6月12日（月）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
令和5年6月13日（火） ～令和5年6月23日（金）	参加資格審査申請書類の受付
令和5年7月3日（月）	参加資格審査結果の通知
令和5年7月4日（火） ～令和5年7月7日（金）	資格審査結果に関する説明要求の受付
令和5年7月11日（火）	資格審査結果に関する説明要求への回答
令和5年7月4日（火） ～令和5年7月12日（水）	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和5年7月27日（木）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
令和5年9月19日（火） ～令和5年9月21日（木）	入札提案書類の受付期間
令和5年11月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和5年11月下旬	審査結果の通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和5年12月上旬	基本協定締結
令和6年1月下旬	特定事業契約仮契約締結
令和6年2月下旬	特定事業本契約成立

11 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 入札参加者に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。建設JVとなる場合は、建設JVの代表構成員は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成事業者の企業数の上限は任意とするが、構成事業者は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (4) 入札参加者は、「第3章2(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、設計・建設業務を請け負うに当たり、建設JVを組成する場合は、代表企業が建設JVの代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成事業者は、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成事業者も適用する。
- (7) 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の(1)、(2)及び(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 岩手中部広域行政組合競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（工事）に工種「建築一式」で登録しており、参加表明書の受付締切日時点において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の建築一式工事の総合評価点が850点以上であること。なお、名簿に登録していない者でこの入札に参加しようとする者

は、入札参加申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿に登録されていることとみなすことができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。

(ア) 申請先

岩手中部広域行政組合

電話 0197-72-8286

(イ) 申請に必要な書類の入手方法

上記(ア)の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<http://www.chubu4ct.jp/>

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 名簿（工事）に工種「清掃施設」で登録しており、参加表明書の受付締切日時において、本組合の最新の入札参加資格申請時に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書」の清掃施設工事の総合評点が1,200点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿に登録されていることとみなすことができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。

エ 参加表明書の提出日において地方公共団体又は一部事務組合発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の稼働実績を元請として有すること。

(3) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務の委託を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 名簿（物品役務）営業品目「建物管理等各種保守管理」で登録していること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加資格申請時に必要な書類を提出し、審査のうえ本組合が認めた場合、名簿に登録されていることとみなすことができる。必要書類については本組合に問い合わせのこと。

イ 地方公共団体又は一部事務組合の一般廃棄物処理施設で、高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の1年以上の運転管理業務実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。

ウ 地方公共団体又は一部事務組合の一般廃棄物処理施設（単独もしくは焼却処理施設等と併設で、破砕処理施設を有するもの。）に係るPFI又はDBO事業において1年以上の運転管理業務実績を有すること（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）。

エ 廃棄物処理施設技術管理者講習（破砕・リサイクル施設）を修了し現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後1年間以上配置できること。

オ 電気主任技術者をはじめとする、要求水準書第3編第2章2.2に示す資格を有する者を配置できること。

3 構成員の制限

次に該当する者は、構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 岩手県又は構成市町の指名停止等の措置を受けている者。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき、又は次に掲げる者。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (12) 本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - ア 株式会社エイト日本技術開発
 - イ 豊原総合法律事務所

4 参加資格審査

- (1) 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本組合が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断したときは、本組合と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、本組合は、落札者と特定事業契約について仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、本施設内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、本施設内に置くことを認めるものとする。
- (3) 運営事業者の目的は、本事業の運営・維持管理業務を実施するもののみであること。
- (4) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (5) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

6 予定価格

本事業の予定価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 予定価格

予定価格	: 8,566,800 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 7,788,000 千円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)

なお、予定価格及び入札書比較価格の内訳額は、次のとおりである。

・ 予定価格内訳

施設整備費	: 4,257,000 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
運營業務委託費	: 4,309,800 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

・ 入札比較価格内訳

施設整備費	: 3,870,000 千円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)
運營業務委託費	: 3,918,000 千円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う施設整備費及び運営業務委託費を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本組合は入札参加者を失格とする。
- エ 入札価格を構成する施設整備費は、前号(1)に示す内訳額を超過した場合は失格とする。
- オ 入札価格を構成する運営業務委託費は、前号(1)に示す内訳額を超過した場合は失格とする。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、本組合の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「岩手中部広域行政組合広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。委員会は、次の7名で構成される。

委員長	八 鋏 浩	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
委員	八 島 正明	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学安全研究グループ 部長
委員	堤 研一	公認会計士・税理士
副委員長	八重樫 和彦	花巻市副市長
委員	鈴木 惣喜	遠野市副市長
委員	刈田 哲彦	西和賀町副町長
委員	及川 義明	北上市副市長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、本組合が落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。

なお、客観的な評価の結果については、落札者との基本協定締結後に公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

本組合と落札者は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

本組合は、事業者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約及び運営事業者と運營業務委託契約を締結する。

特定事業契約は、本組合議会において、建設工事請負契約の議決が得られるまでは仮契約とし、議決を得た日をもって本契約とする。

また、本事業に係る建設工事請負契約の締結について、本組合議会の議決を得られなかった場合は、特定事業契約に係る仮契約を無効とする。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠くこととなった場合、本組合は、落札者と特定事業契約について仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が次のいずれかに該当する場合、本組合は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本組合に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(ア) 公正取引委員会が、落札者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。以下同じ。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(イ) 落札者が、公正取引委員会が落札者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(ウ) 落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、本組合は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金

を本組合に支払う義務を負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(ア) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 落札者の構成事業者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、本組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本組合は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

イ 運営・維持管理業務における保証

運営事業者は、運営・維持管理期間における各事業年度に関し、運営・維持管理期間中における各事業年度の運営業務委託費の 10 分の 1 以上の額を当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書（案）を参照のこと。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、令和5年5月10日（水）に入札公告し、同日から入札説明書等を本組合ホームページにおいて公表する。

(2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、令和5年5月24日（水）から令和5年5月26日（金）の間に開催する。

現地見学会への参加を希望する者は、「現地見学会への参加申込書及び誓約書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、令和5年5月19日（金）午後5時までに電子メールにより本組合に提出すること。

現地見学会への参加人数は、10名以内とする。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。本組合は、電子メールにより、現地見学会の日時を各提出者へ返信する。

申込みの状況によっては、本組合は、日程の調整を行うことがある。なお、現地見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局に提出すること。電話等による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版）とすること。

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、電子メールにより、本組合の受信確認通知を各提出者へ返信する。

受信確認の通知が無い場合は、事務局へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

(a) 第1回：令和5年5月11日（木）から令和5年5月25日（木）午後5時まで

(b) 第2回：令和5年7月4日（火）から令和5年7月12日（水）午後5時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1（6）参加資格審査結果の通知」の参加資格審査により参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は令和5年6月12日（月）に、第2回質問への回答は令和5年7月27日（木）に本組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

入札参加希望者の代表企業が事務局へ郵送又は持参により提出する。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

ウ 受付場所

事務局

エ 受付期間

令和5年6月13日（火）から令和5年6月23日（金）午後5時（必着）までとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年7月3日（月）付（予定）で書面で発送する。その際、提案書の作成に必要となる入札参加者の受付グループ名を交付する。

なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない（審査講評公表時に公表する。）。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本組合に対して、令和5年7月10日（月）午後5時（必着）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

(8) 入札の辞退

入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式第10号）を提出すること。

(9) 入札提案書類の提出

入札参加者の代表企業は、事務局へ、「第6章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和5年9月19日（火）から令和5年9月21日（木）の午前9時から午後5時（必着）までとする。

イ 提出方法

入札参加希望者の代表企業が事務局へ郵送又は持参により提出する。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡を行うこと。

(10) 提案書に関するヒアリング

委員会は、本組合において、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所、実施方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

ア 開催日時（予定）

令和5年11月下旬（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、順番は、提案書の受付順とする。時間は、1入札参加者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定する。

(11) 開札

入札書の開札は、本組合において、次のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本組合より通知する。

ア 日時

令和5年11月下旬（予定）

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、「開札参加書（開札の立会い）」（様式第17号）を当日持参することとする。

ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本組合職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、入札参加者、その代理人又はウの立会職員及び入札事務に関係のある本組合職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書、加えて代理人は開札に関する委任状を提示しなければならない。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

（ア）公正な執行を妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。

(12) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局	：	岩手中部広域行政組合
所 在 地	：	〒024-0335 岩手県北上市和賀町後藤3地割60番地
T E L	：	0197-72-8286
電 子 メ ー ル	：	iwatechubu@chubu4ct.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	：	https://www.chubu4ct.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することがないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札提案書類の差換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

ア 入札説明書に示す参加資格がない者のした入札

イ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札

エ 入札書の工事名、工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

オ 入札書の工事名、工事場所、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

カ 同一人物がした 2 通以上の入札書

キ 参加資格審査申請書類、入札提案書類等に虚偽の記載をした者のした入札書

ク 入札参加者が連合して入札した入札書

ケ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの

コ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 入札提案書類の取扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他本組合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(7) 本組合の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本組合が提供する資料を本入札に係る検討以

外の目的で使用することはできない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては本組合ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類			部数
入札提案書類提出届及び要求水準に関する誓約書			各1部
入札書			1部
提案書	提案図書	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 提案書	各12部 (正本1部、副本11部)
	施設計画図書		
	添付資料		
	提案書概要版		
提案書の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)			CD-Rで1部

- (1) 入札提案書類提出届等
 - ア 入札提案書類提出届 (様式第11号)
 - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第12号)
- (2) 入札書 (様式第13号)
- (3) 広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書 (様式第14号)
- (4) 施設計画図書
 - ア 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
 - イ 設計基本数値
 - (ア) 施設計画基本数値
 - a 物質収支
 - b 用役収支
 - ・ 電力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・ 給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

- 油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

(イ) 主要施設（機器）設計計算書

- a ヤード・保管設備の面積及び容量
- b ホッパ容量
- c コンベヤ能力
- d 選別機能力
- e 送風機関係の能力
- f 破碎機能力
- g 搬出設備の貯留容量
- h その他主要機器の容量及び能力計算
- i 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
- j 処理不適物（破碎困難物）リスト
- k 防爆及び爆発時の対策

ウ 図面（サイズはA3版を基本とし、縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。作成対象は、工場棟、計量棟、その他建築物とする。）

(ア) 全体配置図（車両、歩行者動線及び地上部緑化計画を含む）

(イ) 建物立面図

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）

(オ) 主要機器組立図

(カ) フローシート

- a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- b 給排水（上水、井水、冷却水及び雨水、プラント排水、消火排水）
- c 圧縮空気及び油圧
- d 脱臭及び消臭
- e 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- f 情報処理システム

(キ) 電気設備主回路単線系統図

(ク) 建築一般図（各階平面図及び断面図）

(ケ) 建築仕上げ表

(コ) その他提案する構造物等に関する図面

(サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

(シ) 鳥瞰図（2地点からの眺望）

エ 工事関係

(ア) 全体工事工程（A3）

(5) 添付資料

(様式第15号)

その他要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む。）がある場合には、必要最小限の資料の提出を認めるものとし、添付資料にて取りまとめること。

(6) 提案図書概要版

(様式第16号)

(7) 開札参加書（開札の立会い）

(様式第17号)

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものところによるものとする。
また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、参加資格審査申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第13号）は、封筒（入札説明書 別紙2参照）に入れ、封かんして提出すること。
なお、様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（入札説明書 別紙2参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる施設整備費及び運營業務委託費を単純に合計した金額とその内訳（現在価値換算前の実額ベース）とし、「入札説明書 別紙3 対価の支払い方法について」に基づいて算定すること。また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。
文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号。[該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数]をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第6章 3 (4) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。
施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号 [該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数] をふり、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。
ア 図面は、日本産業規格の建築製図通則に従って作成すること。
イ 右下に図面名称及び本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を記入する。

- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各11部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号〔該当ページ番号／各審査書単位の総ページ数〕をふり、様式第15号（添付資料の表紙）には、本組合から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成事業者かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成事業者の凡例をつける対応も可とする）。
- (6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (7) 本組合に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word（windows版とし、バージョンは2016以後とする。）及びMicrosoft Excel（windows版とし、バージョンは2016以後とする。）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

5 留意事項

入札提案書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、本組合が応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、「リスク管理方針書」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。

(2) 保険

ア 本組合は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。

イ なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本組合が加入する保険にて保険金が填補された場合は、本組合が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

ウ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者を付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

エ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

本組合の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格と

する場合がありますので注意すること。

なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(4) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力は、買電に係る契約者は事業者とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定において、契約先は任意とし、想定する契約の令和5年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

なお、提案に当たって電力料金単価が時期ごとに異なる場合は、加重平均して算出すること。

(5) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

(6) 雇用等への配慮

ア 雇用については、地元雇用に配慮すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

ウ 下請人等を選定する際は、構成市町内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

エ 資機材等の調達、納品等においても、積極的に構成市町内に本店を有する企業を活用するよう努めなければならない。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本組合は、特定事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(イ) (ア)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(8) 本組合による本事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業のモニタリングを行う（入札説明書 別紙4参照）。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、業務委託料の減額等を行うことができる。

第8章 その他

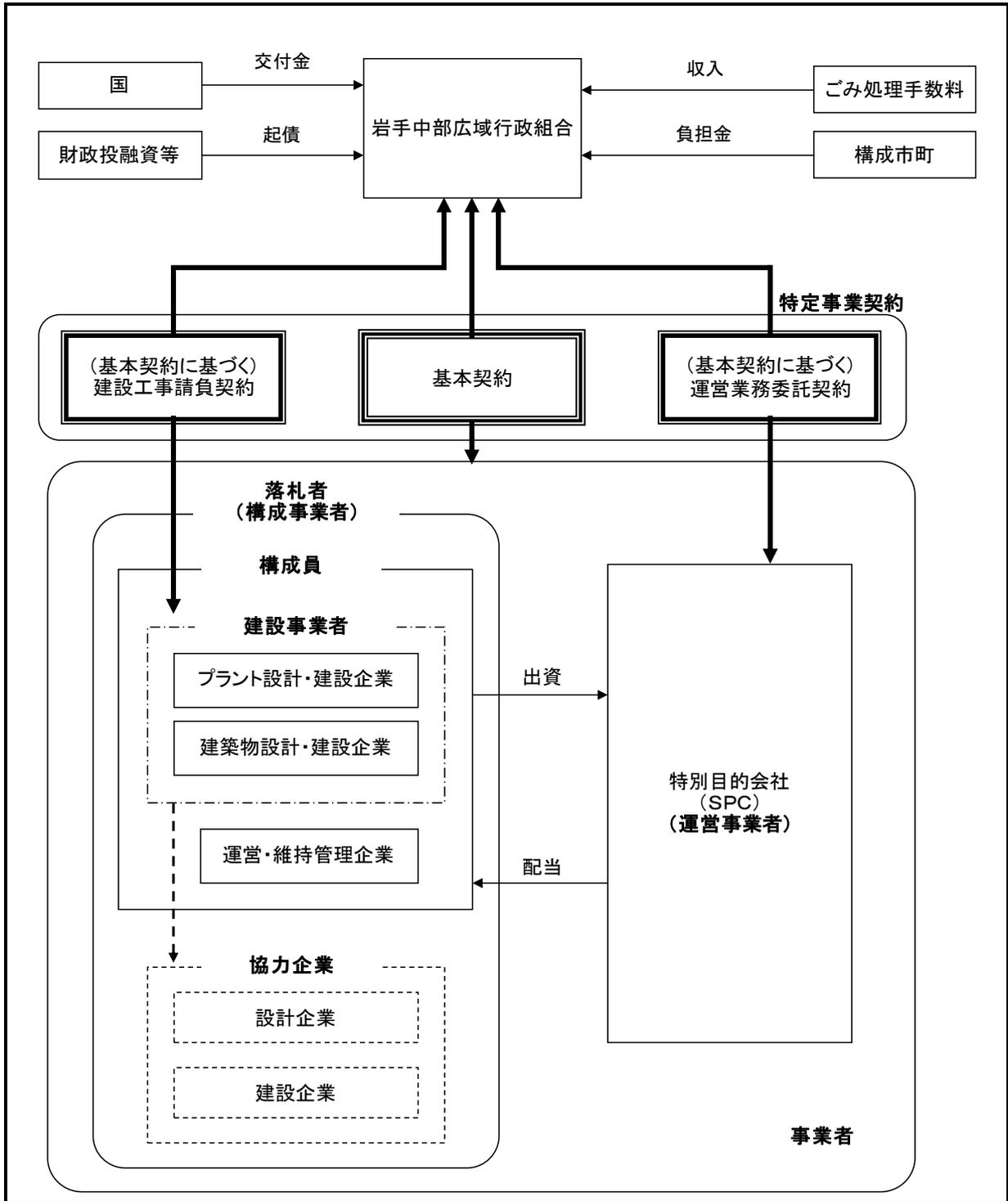
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表するため、適宜、本組合ホームページにおいて確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

岩手中部広域行政組合情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

別紙1 本事業の事業スキーム（例）の概要



別紙 2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書の提出用封筒について

中封筒：表

<input type="checkbox"/>	岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 八重樫 浩文 あて		
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	入 札 書 在 中		
<input type="checkbox"/>	<table border="1"><tr><td>事業名</td><td>広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業</td></tr></table>	事業名	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
事業名	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業		
<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社		

外封筒：表

<input type="checkbox"/>	岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 八重樫 浩文 あて		
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	入 札 書 等 在 中		
<input type="checkbox"/>	<table border="1"><tr><td>事業名</td><td>広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業</td></tr></table>	事業名	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
事業名	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業		
<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社		

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書在中及び入札書等在中」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第 13 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 13 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。

別紙3 対価の支払方法について

1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本組合が民間事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表1、表2に示す。

(1) 施設整備費

本施設の設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

(2) 運營業務委託費

本施設の運營業務について、運営事業者を支払う対価

表1 施設整備費及び運營業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	施設整備費及び運營業務委託費	対象となる費用等
施設の設計・建設業務	『施設整備費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	<ul style="list-style-type: none"> • 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする
本施設の運營業務	『運営固定費』 ※ 左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※ 算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{運営固定費} = \text{運転経費} + \text{維持管理費} + \text{人件費} + \text{その他経費}$ </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 • 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 • 維持管理費は、法定点検・定期点検等費用及び補修・更新等費用とする。 • 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。 • その他経費には、保険料、公租公課及びSPC運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 • SPCの利益を含む。 • 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等SPC設立費用等）。
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{運営変動費} = \text{処理対象物量} \times \text{変動費単価}$ </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 • SPCの利益は含まない。

2 対価の支払い方法

(1) 施設整備費

施設整備費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について岩手中部広域行政組合契約規則に準じて請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

(2) 運營業務委託費

本組合は、令和8年4月から令和28年3月の20年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表2に示す四半期ごとに運営事業者に対して運營業務委託費を支払うものとする。

モニタリング結果を踏まえる前の各四半期の支払い額は、運営変動費を除いて每期均等（運営固定費は内訳ごとに每期均等）とする。なお、運営変動費は、3.(1)②に示すように、ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定を第4四半期に反映させるため、必ずしも毎四半期において均等にはならない。

表2 運營業務委託費の支払条件

	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	四半期報告書の提出・承諾及び運營業務委託費の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は運營業務委託契約書（案）に示す。
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

3 運営費の改定

(1) 運營業務委託費の改定

① 改定の基本的な考え方

本組合は、ごみ量変動、及び物価変動の影響を以下のような方法により運營業務委託費に反映させるものとする。

(ア) ごみ量変動

実績処理対象物量と民間事業者が提案した変動費単価（次項②参照）の積により求めることでごみ量変動を反映させる。

(イ) 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

表3 運營業務委託費の改定

運營業務委託費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

② ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{変動費単価 (円/t)}$$

改定の周期は、四半期に1回とする。本組合は、各四半期における実績処理対象物量と変動費単価の積により求めた金額を支払う。

※ なお、入札価格の算定に当たっては、本施設の計画処理量を上式に代入して得られる金額を用いるものとする。

③ 物価変動に基づく改定

運営固定費及び運営変動費について、物価変動に基づく改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 提案時点の年平均（令和5年1月から令和5年12月）を基準とし、表4に示す指標ごとに前年1月から12月までの年平均を用いて表5に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- なお、年平均の算定に当たっては、原則として毎年2月10日時点において公表済みの月別数値で最新のもの（速報値を含む。）を用いるものとする。
- 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本組合と運営事業者で協議を行うものとする。
- なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本組合とその妥当性について協議を行うことができる。

表4 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標	算定式
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／事業所規模5人以上／一般労働者／調査産業計」（厚生労働省）	算定式①
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）	算定式①
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／諸サービス（日本銀行調査統計局）」	算定式②

表5 運營業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運營業務委託費	F_t	入札時に提示される令和[t]年度の運營業務委託費
改定後の運營業務委託費	F_t'	物価変動等に基づく改定後の令和[t]年度の運營業務委託費
物価指数	I_t	表4に示す指標の令和[t]年1月から12月の平均値
処理対象物量	W_t	令和[t]年度における実績処理対象物量
変動費単価	UP_t	令和[t]年度における変動費単価

■算定式①：
$$F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_5} \quad (\text{改定率: } \frac{I_{t-1}}{I_5})$$

■算定式②：
$$F_t' = W_t \times UP_t \times \frac{I_{t-1}}{I_5} \quad (\text{改定率: } \frac{I_{t-1}}{I_5})$$

別紙4 モニタリング及び業務委託料の減額等

1 モニタリングの基本的な考え方及びモニタリングの方法

(1) モニタリングの基本的な考え方

本組合は、本事業の運營業務について、入札公告時に本組合が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運營業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく本組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運營業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により運營業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が本組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 運營業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（本組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運營業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと本組合は考えている。そのため、本組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

2 運転停止型減額措置

(1) 削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達及び事業契約において定められた運営事業者の義務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

② 減額措置の手順

ア 復旧手続き

本組合と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 運営事業者による本施設の復旧計画の提案（本組合による承諾）
- (3) 本施設の改善作業への着手
- (4) 本施設の改善作業の完了確認（本組合による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 本施設の運転データの確認（本組合による確認）
- (7) 本施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 本施設の改善作業への着手
- (3) 本施設の改善作業の完了確認（本組合による確認）
- (4) 本施設の運転データの確認（本組合による確認）
- (5) 本施設の使用再開

イ 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (減額率：%) × (停止日数：日)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減算率

状態	減額率
処理対象物の受入れ可能	25%
処理対象物の受入れ不能（1日～30日）	50%
処理対象物の受入れ不能（30日を超える場合）	100%（支払停止）

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、ただちに運営費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず本組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運營業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運營業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締

結後に詳細化する。

- 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2)①アに示す本組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を本組合に提案し、本組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

① 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運營業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運營業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運營業務についての各種報告書及び監査済財務書類をそれぞれ期日までに作成して本組合に提出するものとする。

ア 本組合によるモニタリング

本組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する運営報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該運営報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は本組合が行うモニタリングにつき、本組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、運営報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に本組合と運営事業者が協議のうえ決定する。また、四半期の最終月に提出する運営報告書の内容には当該四半期全体の集計等を行うとともに、その内容には下記 b. ～d. のうち当該四半期に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

b 随時モニタリング

運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。その際、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

c 本施設の周辺環境モニタリング

本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施することができる。その際、運営事業者は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

d 財務状況モニタリング

運営事業者は、事業年度ごとに、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、監査報告書、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。本組合はこれを確認するものとする。なお、本組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと本組合が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表1に示すとおりである。

ア (水準1) : 本施設の運営に当たって明らかに支障がある場合

イ (水準2) : 本施設の運営に当たって利便性を欠く場合

表1 運転継続型減額措置が必要となる状態(例)

運営業務委託費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準1 <ul style="list-style-type: none">・災害時の対策不良・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生・故意による業務放棄・業務の未実施・運営報告書の虚偽記載
	■水準2 <ul style="list-style-type: none">・情報公開設備(掲示機器等)の不具合による履行水準の未達・見学者対応設備の不備・日常清掃、除草状況の履行水準の未達・諸室清掃状況の履行水準の未達

② 減額措置の手順

ア 業務改善手続き

本施設の運転は可能であるが業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合、本組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。(図1参照)

- (1) 本組合は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 運営事業者による業務改善計画の提案(本組合による承諾)
- (4) 業務改善作業への着手
- (5) 業務改善作業の完了確認(本組合による確認)

なお、業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 本組合は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 業務改善作業への着手
- (4) 業務改善作業の完了確認(本組合による確認)

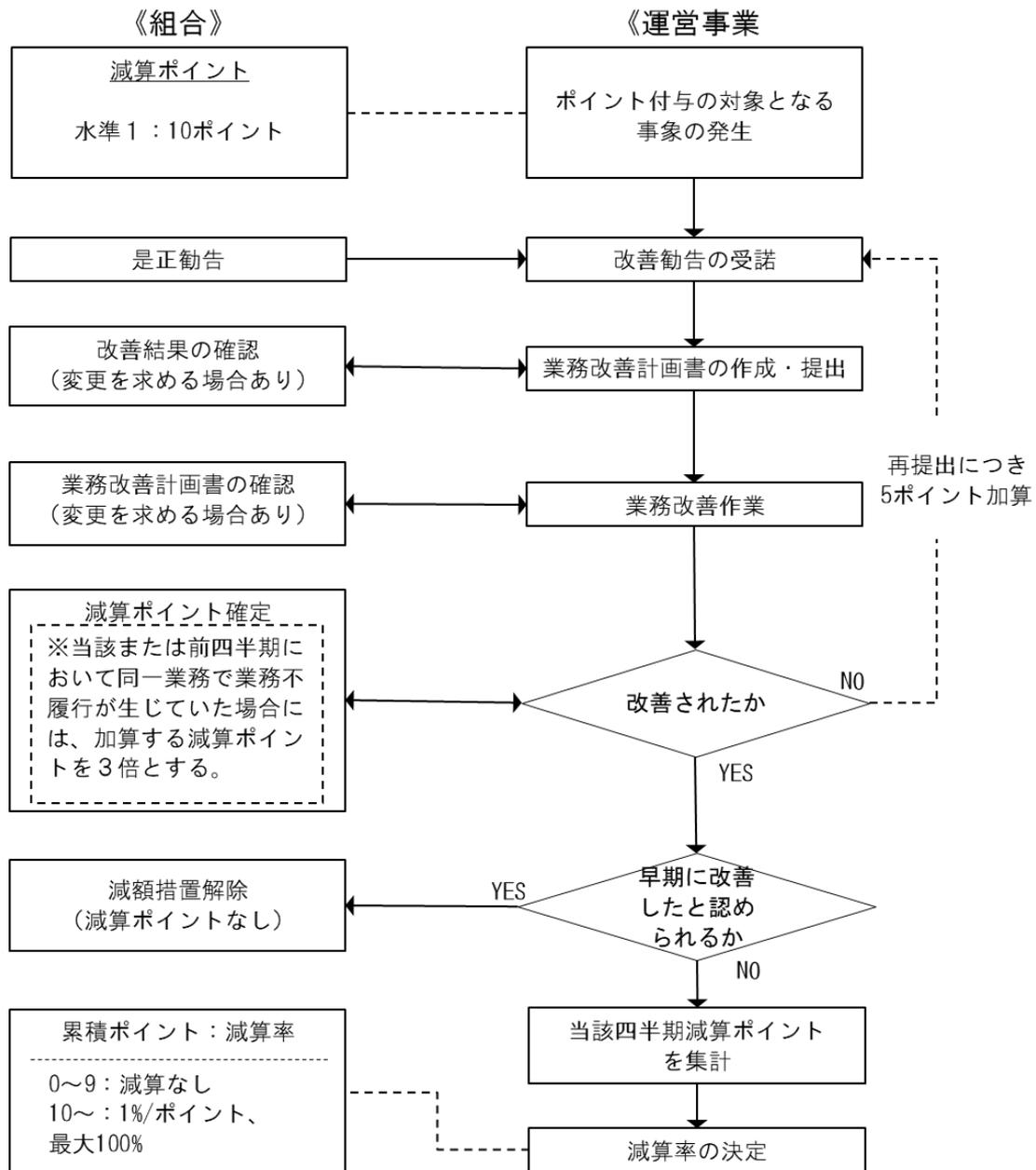


図1 運転継続型減額措置等

イ 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (\text{1日当たりの運営固定費：円/日}) \times (\text{減額率：\%}) \times (\text{違反日数：日})$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表2のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができたと本組合が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、本組合は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。

す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。

- 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率（表3参照）を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表2 減算ポイント

未達成の状況	減算ポイント
水準1	水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2	水準未達と認定された場合に1ポイント

※ 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表3 減算率

累積ポイント	減算率
0～9	減算なし
10～	(累積ポイント) × (1%/ポイント)、最大100%

(4) 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

① 地元活用計画の未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・建設期間

設計・建設期間中における地元活用計画が、提案した発注計画の金額を下回った場合には、設計・建設期間中の地元活用計画の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・建設期間の終期から30日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・建設期間中の地元活用計画の未達成に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献金額の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・建設期間中の地元活用計画の未達成における支払額の算定式】

本組合への支払金額 = (提案金額^{※1} - 地元企業に係る貢献金額(実績値)) × 50%

※1 提案金額：様式第14号19(別紙1)「地元活用計画(設計・建設業務)」に関して、事業者より提案された設計・建設期間の貢献金額。

イ 運営期間

運営期間中における各年度の地元活用計画（地元企業の活用（地元企業への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地元活用計画の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後 30 日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地元活用計画に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地元活用計画の未達成時における支払額の算定式】

地元企業の活用（地元企業への発注）額の未達成時

本組合への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元企業への発注額（実績値））×50%

※1：提案金額：様式第 14 号 20（別紙 1）「地元活用計画（運営・維持管理業務）」の「地元の人材の活用」及び「地元企業の活用、資材調達」に関して、事業者より提案された運営期間中における各年度の地元企業の活用（地元企業への発注）額。

※2：地元企業への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（地元）→二次下請（地元）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。

地元雇用額の未達成時

本組合への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元雇用額（実績値））×50%

※1：提案金額：様式第 14 号 20（別紙 1）「地元活用計画（運営・維持管理業務）」に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の年間雇用金額。